

## 令和6年度税制改正 及び 相続税

# 「こうしておけば良かった」

昨今、相続税の申告対象者はかなり増えています。

そのような事情もあってホームページなどで独自に調べている方も多いようです。ただ実際に相続税の申告を行う際に勘違いをされていたため有利な方法が適用できないケースなども見受けられます。

今回は一般的によくあるケースや今までに体験したケースを中心に是非知っておいていただきたい事項を取り上げたいと思います。

皆様のご参加をお待ちしております。

**日時** 令和6年9月25日(水) 14:00～16:30 (受付開始: 13:40～)

**会場** 大宮ソニックシティ9階 大宮法人会会議室

**講師** 関東信越税理士会 大宮支部所属 高見 裕二 税理士

**受講料** 会員 1,000円 会員以外 2,000円 (当日受付にて集金させていただきます)

**定員** 15名 ※定員になり次第締切りますのでご了承ください。

**お問合せ** 公益社団法人大宮法人会

TEL: 048-642-3121

E-mail: jimukyoku@omiya-hojinkai.or.jp

**お申し込み** 下記QRコード又はホームページよりお申込み下さい。

【ホームページ】 <http://www.omiya-hojinkai.or.jp/> 【QRコード】

